

様式コード
22212

健康保険 被保険者報酬月額変更届

事務長	部長	課長	係長	係

令和 年 月 日提出 健保記号

受付年月日

提出者記入欄	企業年金 基金番号	企業年金基金 事業所番号
	厚生年金 事業所整理記号	事業所番号 (納入告知書の番号)
	事業所 所在地	〒
	事業所名称	
	事業主氏名 電話番号	

特例

R4年4月～R4年9月を急減月とする場合

社会保険労務士の提出代行者名記載欄

基金

	頁
--	---

項目名	① 被保険者の番号	② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑧ 遡及支払額		⑮ 備考
		⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月報酬月額		⑦ 昇(降)給		⑭ 総計		⑯ 改定後の標準報酬月額
		⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額

被保険者1	①	②		③		④		⑧		⑮
	健保	⑤ 健	⑥ 年 月	⑦ 月	⑧ 月	⑭ 総計		⑯ 平均額		⑰ 健保
	年金	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑰ 健保
	基金	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑰ 健保

特例改定
(申立書1の①に該当)

被保険者2	①	②		③		④		⑧		⑮
	健保	⑤ 健	⑥ 年 月	⑦ 月	⑧ 月	⑭ 総計		⑯ 平均額		⑰ 健保
	年金	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑰ 健保
	基金	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑰ 健保

特例改定
(申立書1の①に該当)

被保険者3	①	②		③		④		⑧		⑮
	健保	⑤ 健	⑥ 年 月	⑦ 月	⑧ 月	⑭ 総計		⑯ 平均額		⑰ 健保
	年金	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑰ 健保
	基金	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑰ 健保

特例改定
(申立書1の①に該当)

被保険者4	①	②		③		④		⑧		⑮
	健保	⑤ 健	⑥ 年 月	⑦ 月	⑧ 月	⑭ 総計		⑯ 平均額		⑰ 健保
	年金	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑰ 健保
	基金	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑰ 健保

特例改定
(申立書1の①に該当)

被保険者5	①	②		③		④		⑧		⑮
	健保	⑤ 健	⑥ 年 月	⑦ 月	⑧ 月	⑭ 総計		⑯ 平均額		⑰ 健保
	年金	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑰ 健保
	基金	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計		⑰ 健保

特例改定
(申立書1の①に該当)

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。
 ※ この届書には新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を申し立てる者の届出(令和4年4月から令和4年9月を急減月とする場合)について記載してください。
 ※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の改定に係る申立書」を必ず添付してください。
 (複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。)

様式コード
22212

厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届

(兼)厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届

令和 年 月 日提出



特例

R4年4月～R4年9月を急減月とする場合

社会保険労務士の提出代行者名記載欄

提出者記入欄	厚生年金事業所整理記号	事業所番号 (納入告知書の番号)
	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。	
	事業所所在地	〒
	事業所名称	
	事業主氏名	
電話番号		

頁
.....

項目名	①被保険者整理番号	②被保険者氏名		③生年月日	④適用年月	⑮個人番号(基礎年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤従前の標準報酬月額		⑥従前改定月	⑦昇(降)給	⑧遡及支払額	⑲備考	
	⑨給与支給月	⑩給与計算の基礎日数	報酬月額				⑭総計
			⑪通貨によるものの額	⑫現物によるものの額	⑬合計(⑪+⑫)		⑮平均額
			⑯修正平均額				

被保険者1	①	②	③	年	月	日	④	年	月	⑮				
	⑤健	千円	厚	千円	⑥	年	月	⑦	月	⑧	月	円	⑲ 特例改定 (申立書1の①に該当)	
	⑨	月	日	⑩	日	⑪	円	⑫	円	⑬合計(⑪+⑫)	円	⑭総計		円
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			

被保険者2	①	②	③	年	月	日	④	年	月	⑮				
	⑤健	千円	厚	千円	⑥	年	月	⑦	月	⑧	月	円	⑲ 特例改定 (申立書1の①に該当)	
	⑨	月	日	⑩	日	⑪	円	⑫	円	⑬合計(⑪+⑫)	円	⑭総計		円
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			

被保険者3	①	②	③	年	月	日	④	年	月	⑮				
	⑤健	千円	厚	千円	⑥	年	月	⑦	月	⑧	月	円	⑲ 特例改定 (申立書1の①に該当)	
	⑨	月	日	⑩	日	⑪	円	⑫	円	⑬合計(⑪+⑫)	円	⑭総計		円
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			

被保険者4	①	②	③	年	月	日	④	年	月	⑮				
	⑤健	千円	厚	千円	⑥	年	月	⑦	月	⑧	月	円	⑲ 特例改定 (申立書1の①に該当)	
	⑨	月	日	⑩	日	⑪	円	⑫	円	⑬合計(⑪+⑫)	円	⑭総計		円
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			

被保険者5	①	②	③	年	月	日	④	年	月	⑮				
	⑤健	千円	厚	千円	⑥	年	月	⑦	月	⑧	月	円	⑲ 特例改定 (申立書1の①に該当)	
	⑨	月	日	⑩	日	⑪	円	⑫	円	⑬合計(⑪+⑫)	円	⑭総計		円
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。
 ※ この届書には新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を申し立てる者の届出(令和4年4月から令和4年9月を急減月とする場合)について記載してください。
 ※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の改定に係る申立書」を必ず添付してください。
 (複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。)

様式コード
22212

企業年金基金 加入者給与月額変更届

決裁欄

正 令和 年 月 日 提出 健保記号

受付年月日

提出者記入欄	企業年金基金番号	企業年金基金事業所番号
	厚生年金事業所整理記号	事業所番号(納入告知書の番号)
	事業所所在地	
	事業所名称	
	事業主氏名 電話番号	

特例

R4年4月～R4年9月を急減月とする場合

社会保険労務士の提出代行者名記載欄

代行者名	頁
------	---

項目名	① 加入者の番号	② 加入者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑤ 従前の標準給与月額		⑥ 従前改定月報酬月額		⑦ 昇(降)給		⑧ 適及支払額		⑨ 個人番号(基礎年金番号) ※70歳以上被用者の場合のみ	
		⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額	⑰ 改定後の標準給与月額	⑱ 備考						

加入者1	① 健保	②		③ 年 月 日		④ 年 月		⑤ 健 千円 厚 千円		⑥ 年 月		⑦ 月 昇給 降給		⑧ 月		⑨ 個人番号	
	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 千円							
	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 千円							
	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 千円							

特例改定
(申立書1の①に該当)

加入者2	① 健保	②		③ 年 月 日		④ 年 月		⑤ 健 千円 厚 千円		⑥ 年 月		⑦ 月 昇給 降給		⑧ 月		⑨ 個人番号	
	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 千円							
	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 千円							
	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 千円							

特例改定
(申立書1の①に該当)

加入者3	① 健保	②		③ 年 月 日		④ 年 月		⑤ 健 千円 厚 千円		⑥ 年 月		⑦ 月 昇給 降給		⑧ 月		⑨ 個人番号	
	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 千円							
	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 千円							
	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 千円							

特例改定
(申立書1の①に該当)

加入者4	① 健保	②		③ 年 月 日		④ 年 月		⑤ 健 千円 厚 千円		⑥ 年 月		⑦ 月 昇給 降給		⑧ 月		⑨ 個人番号	
	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 千円							
	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 千円							
	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 千円							

特例改定
(申立書1の①に該当)

加入者5	① 健保	②		③ 年 月 日		④ 年 月		⑤ 健 千円 厚 千円		⑥ 年 月		⑦ 月 昇給 降給		⑧ 月		⑨ 個人番号	
	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 千円							
	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 千円							
	⑨ 月	⑩ 日	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 千円							

特例改定
(申立書1の①に該当)

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。
 ※ この届書には新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を申し立てる者の届出(令和4年4月から令和4年9月を急減月とする場合)について記載してください。
 ※ この届書には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の改定に係る申立書」を必ず添付してください。
 (複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。)

この届書は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、令和4年4月から令和4年9月までのいずれかの月に報酬の大幅な変動があった場合に、「報酬月額算定の特例」による特例改定を行うためにご提出いただくものです。

この届書を提出いただく特例改定の対象となるのは、以下の(1)から(3)のすべてに該当した場合となります。

- (1)事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業(時間単位の休業を含む。)させたことにより、報酬が著しく低下した月(令和4年4月から令和4年7月までのいずれか1か月、または令和4年8月と令和4年9月のいずれか1か月。以下「急減月」という。)が生じた者である場合。
*「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。

(2)急減月に支払われた報酬の総額(1か月分)に該当する標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額より2等級以上低下している場合。

(3)特例改定により改定することについて、対象者本人が書面により同意している場合。

※ 上記による本特例改定においては、通常月額変更届における取扱いと次の点が異なりますので、ご注意ください。

- 急減月の1か月の報酬を用いて、その翌月分の保険料から標準報酬月額を改定します。
- 基本給や日給等の基礎単価の変動などの固定的賃金の変動の有無に関わらず、改定前の標準報酬月額により2等級以上低下していれば該当します。
- 急減月に報酬が支払われていない場合も対象とし、その場合は、最低等級の標準報酬月額により改定します。
- 急減月及びその前2か月に、報酬支払の基礎となった日数が17日以上(特定適用事業所等における短時間労働者の場合は11日以上)の場合で、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は、報酬支払の基礎日数に含みます。
- 特例改定の対象となる保険料は、令和4年5月分以降の保険料となります。
- 特例改定の届出を行う際には、事業主が作成した「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」の添付が必要です。
- 本特例改定により、改定となった被保険者は、休業が回復した月(報酬支払の基礎日数が17日以上となった月)の報酬が2等級以上上昇したときには、固定的賃金の変動の有無に関わらず、随時改定の届出が必要となります。

記入方法

提出者記入欄 : 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。

事業所整理記号	01-イロハ
---------	--------

①被保険者の番号 : 資格取得時に払い出された被保険者の番号を、必ずご記入ください。

③生年月日 : 該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。

【元号】 5. 昭和 7. 平成 9. 令和

【記入例】 昭和63年5月3日の場合

③	5-630503
---	----------

④改定年月 : 標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。「⑩給与支給月」に記載した月の翌月が改定年月となります。

⑤従前の標準報酬 : 現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。

⑥従前改定月 : 「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。

⑦昇(降)給 : 急減月を記入してください。また、あらかじめ「2.降給」に○を付していますので、改めての記載は不要です。

⑧遡及支払額 : 急減月に遡及分の支払があった場合は、遡及差額分の金額をご記入ください。

⑨給与支給月 : 急減月をご記入ください。

⑩給与計算の基礎日数 : 月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
本特例に限り、報酬の支給の有無に関わらず、事業主からの休業命令や自宅待機指示等により使用関係が継続している場合は、報酬支払の基礎日数に含みます。 ※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。

⑪通貨によるものの額 : 給与・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。

※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し、「⑧遡及支払額」に支給月と差額を記入してください。

⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。

現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)

⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。

⑭総計 : 記載は不要です。

⑮平均額 : 記載は不要です。

⑯修正平均額 : 急減月に係る「⑬合計」欄の金額をそのままご記入ください。

⑰個人番号 : 【年金のみ】70歳以上の被用者の方のみご記入ください。また、本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。

【基礎年金番号】基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号をご記入ください。

※ただし、健康保険組合と基金への届出については、記入不要です。

⑱備考 : 必要に応じてご記入ください。

「6.その他」には、あらかじめ○で囲み、「特例改定(申立書1の①に該当)」と記入していますので、改めての記載は不要です。

お知らせ

・固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの(基本給・家族手当・住宅手当等)のことです。

・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1か月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。

・届出内容や本人同意を確認できる書類については、本届出への添付は不要ですが、後日確認する場合がありますので届出日から2年間は保存してください。

・同一の者が、令和4年4月から令和4年7月までを急減月とする届出を複数回行うことや、令和4年8月と令和4年9月を急減月とする届出を行なうことはできません。

・この届出は、提出後に取下げ・変更を行なうことはできません。

月額変更届【特例】用
 (R4.8～R4.9月を急減月とする場合)
 (R4.8月報酬による定時決定の場合)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る申立書
 今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、健康保険及び厚生年金保険被保険者の標準報酬月額変更届を提出するにあたり、以下のすべてに該当するとともに、健康保険法第44条第1項における「報酬月額の算定の特例」にて標準報酬月額を改定・決定していただくよう申し立てします。

※申立てにあたり、以下のすべての項目に該当していることを確認し、チェック☑をしてください。

<input type="checkbox"/>	以下のすべての項目に該当しています。
1	<p>特定の対象となる被保険者は、以下のいずれかに該当していることを確認しています。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により休業(時間単位の休業を含む。)させたことにより、届出の対象月において、当該月の報酬の総額が従前の標準報酬月額より2等級以上減少していること。 ※ 「休業」とは、労働者が事業所において、労働契約、就業規則、労働協約等で定められた所定労働日に労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、当該所定労働日の全1日にわたり労働することができない状態又は当該所定労働日の労働時間内において1時間以上労働することができない状態をいいます。 ※ 届出の対象月とその前2か月の全ての月に、報酬支払の基礎日数が17日以上(特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。以下同じ。)あることが必要です。</p> <p>② 令和3年6月から令和4年5月を急減月として「報酬月額の算定の特例」による改定を受けており、令和4年8月の報酬の総額が、令和4年9月から適用される定時決定で算定される標準報酬月額より2等級以上低いこと。</p>
2	<p>特例の対象となる被保険者本人から、「報酬月額の算定の特例」により改定・決定すること及び改定・決定内容について、書面により同意を得ています。 ※ 届出により保険料が遡及して減額された場合、被保険者へ適切に保険料を返還します。</p>
3	<p>特例の対象となる被保険者について、これまでに令和4年8月から令和4年9月を急減月とした「報酬月額の算定の特例」による届出を行っていません。</p>
4	<p>特例の対象となる被保険者が、「報酬月額の算定の特例」の要件に該当することが確認できる書類及び被保険者本人の書面による同意書を、届出日から2年間保管します。</p>
5	<p>改定・決定後、休業が回復した月※に支給された報酬が、改定・決定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、固定的賃金の変動の有無にかかわらず、回復した月の翌月に随時改定の届出を行います。 また、そのことについて、特例の対象となる被保険者本人から、書面により同意を得ています。 ※ 休業が回復した月は、実際に報酬を支払った日が17日以上ある月をいいます。</p>
6	<p>厚生年金保険においても、同様の特例の手続を行います。</p>

【提出者記入欄】 上記の内容に誤りはありません。令和 年 月 日提出

事業所記号	
事業所所在地	
事業所名称	
事業主氏名	(印)
電話番号	

※複数回に分けて届出を行う場合は、届出の都度、申立書の添付が必要となります。
 ※同一の被保険者について、本特例改定の届出を複数回行うことや、届出後の変更はできません。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の特例に係る同意書

(月額変更届【特例】用(令和4年8月～令和4年9月を急減月とする場合
・8月報酬による定時決定の場合))

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い、被保険者の報酬が特に著しく減少しているため、下記のとおり、健康保険法第44条第1項の規定による「報酬月額の算定の特例」によって標準報酬月額を改定・決定することについて同意します。

記

- 1 本特例により、下表の報酬月額に基づき、給与支給月の翌月(以下「改定月」という。)から標準報酬月額が改定され、改定月分から次に改定・決定されるまでの間の健康保険・厚生年金保険料に適用されること。

(表中の事項は事業主が記載)

給与支給月	報酬月額			改定・決定年月 (給与支給月の翌月)
	通貨による ものの額①	現物による ものの額②	合計(①+②)	
年 月	円	円	円	年 月

※ 届出により保険料が遡及して減額した場合には、事業主から保険料の返還があります。

- 2 改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金額などが算出されること。
- 3 休業が回復した月(※)に支給する報酬が、本特例による改定・決定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、回復した月の翌月に月額変更届による届出を行うこととなること。
※休業が回復した場合とは、実際に報酬を支払った日が17日以上(特定適用事業所等の短時間労働者は11日以上。)ある場合をいいます。
- 4 本特例による標準報酬月額の改定・決定が行われた後に、この同意を撤回することはできないこと。

令和 年 月 日

被保険者氏名

Ⓜ

※本人の自署による場合は、押印は不要です。

**※ この同意書は、報酬月額の算定の特例の届書に添付する必要はありません。
事業所において、届出日から2年間は保存してください。**